明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約（二〇）　二
〔省　令〕
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務四五）　三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務四）　三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令（財務五〇）　三
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（経済産業五〇）　三
〔規　則〕
○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委七）　三六
○刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（同八）　四四
〔告　示〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件（総務・財務一）　三五
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二三三）　三五
○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇九七）　三五
○犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同ロの農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件（同一〇九八）　三五
○犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生産施設を定める件の一部を改正する件（同一〇九九）　三五
○重要電源開発地点を指定する件（経済産業一六〇）　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除去命令、特定空家等の命令関係　五七
会社その他
会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約（条約第二〇号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とラトビア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、ラトビア共和国については企業所得税及び個人所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当及び利子に対する源泉地国における課税は、個人以外の者が受益者である場合には免除され、その他の場合には一〇パーセントを超えない税率により行われる。使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）